

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

施策名	達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要		
1 環境基本計画の効果的実施	環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。		-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮の方針を策定済みの府省の数が、前年度の3から11に増加するなど、政府活動における環境配慮の織り込みが推進。 効果的な環境白書の普及啓発。 環境保全経費の見積もり方針の調整及び取りまとめの効果的な実施。 統計データの充実。 目標設定の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備が進展。 環境白書については、効果的な啓発資料の開発に努めるほか、全国各地において「環境白書を読む会」を開催するなどして、環境保全に関する意識啓発を効果的に推進。 		
	(下位目標1)	あらゆる主体における環境配慮の推進。	(参考指標) 環境基本計画の認識率(%)	14(国民) 53(民間団体) (H14年度)	-				
			(参考指標) 環境白書の発行部数	20,000 (H15年度)	-				
			(参考指標) 環境配慮の方針の策定状況(府省)	11 (H15年度)	全府省				
(下位目標2)	環境基本計画の見直しに向けた検討を進める。	-	-	-					
2 環境教育・環境学習の推進	国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。		-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> こどもエコクラブの会員や環境カウンセラーの人数は着実に増加、学習機会や人材育成の基盤は徐々に確立。 文部省と連携して環境教育に係る施策を実施。 インターネットやCD-ROMを使った情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省と連携して実施してきた環境教育・環境学習のための事業の効果は、こどもエコクラブの会員数や環境カウンセラーの登録数の増加へと結実。本施策の目標達成に向けて着実に進展。 環境カウンセラーに関する情報提供の充実、環境教育推進法の円滑な施行、こどもエコクラブや身近な生活を対象にした環境教育の充実等が課題。 		
	(下位目標1)	環境教育・環境学習の人材を育成、確保、活用するため、環境カウンセラーなどの人材登録システムの充実等の施策を進める。 また、学校教員や地域の活動実践リーダーを対象に、環境に関する基本的知識の習得や体験学習を重視した研修会を実施する。 さらに環境保全に関する指導者を育成・認定する民間の事業を登録する制度を、平成16年10月までに関係省と連携して構築し、適切に運用する。	環境カウンセラー登録者数(人)	3,611 (H15年度)	5,500名 (H18年度)				
			(下位目標2)	平成15年度未までに、環境学習支援事業により、廃棄物、水質、大気、都市環境、総合プログラムの各分野の環境学習のプログラムを整備する。 また、国・地方自治体がその職員に対して行う環境教育のためのプログラムの整備を図る。	-			-	-
			(下位目標3)	都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策について情報を提供する。 また、環境教育・環境学習に関する総合的データベースを整備し、広く国民に対して情報を提供する(平成16年度から運用開始)。	-			-	-
	(下位目標4)	環境教育・環境学習に関する場や機会の拡大を図るため、こどもエコクラブ等の各種の学習機会を提供する施策を進める。	こどもエコクラブ会員数(人)	82,299 (H15年度)	110,000 (H18年度)				
	(下位目標5)	地方公共団体において、各主体の連携の下、モデル事業を実施し、全国への普及を図る。	-	-	-				
	(下位目標6)	日中韓3か国で環境教育に関する情報交換・交流等を図る。	-	-	-				

施策名	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要	
3 環境パートナーシップの形成	NGO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。	-	-	-	<p>・地球環境パートナーシッププラザは、平成8年度の開設以来、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及をその事業の柱として実施。</p> <p>・支援拠点の設置や、NPO等との協働での事業実施、市民参画型の政策立案過程の導入など、NPOや企業、市民とパートナーシップ・協働での取組は着実に広がる。</p> <p>・タウンミーティングの開催等により国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換を実施。</p>	<p>・環境保全活動に取り組む様々な主体に対し、地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィスから様々な支援を行うとともに、NGO、企業、行政等との意見交換会や勉強会などを行った結果、一定の成果。</p> <p>・地方公共団体においてNPOや市民との協働での取組は進んでいるが、行政の側で協働での取組の調整を担当する職員が不慣れ。</p> <p>・地方での様々な民間の活動と国際レベル、国際レベルでの取組との間の連携、地方のNPO、企業と政府、国際機関や企業とのパートナーシップが不足。</p> <p>・企業、NPO、市民とのパートナーシップでの取組の必要性が高まっているが、これまでプラザでは十分展開できていない。</p> <p>・タウンミーティングやMOEメール等に多数の国民が参加することにより、環境省の政策に関する国民への説明、国民との直接対話の推進が図られている。</p>	
	(下位目標1)	地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用して各主体間の交流ネットワークの構築による取組を促進する。	ホームページアクセス件数(件)	180万 (H15年度)			300万 (H18年度)
			環境らしんばん登録団体数(団体)	588 (H15年度)			2,000 (H18年度)
			メールマガジンの配信人数(人)	2,178 (H15年度)			3,000 (H18年度)
	(下位目標2)	地球環境基金からの民間団体が行う環境保全活動への支援を行うとともに、NGO等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築し、パートナーシップによる政策形成を推進する。	地球環境基金の助成件数(件)	216 (H15年度)			-
	(下位目標3)	国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。	タウンミーティングの開催回数及び参加者数	2回 703人 (H15年度)			-
			MOEメールの件数(件)	34,962 (H15年度)			-

施策名		達成すべき目標 (下位目標)		指標		実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要		
4 環境と経済の統合に向けた取組	(1) 経済活動による環境配慮の徹底	経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。				-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・税制優遇措置や税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討。 ・平成 16 年度税制改正において環境関連の税制優遇措置を盛り込む。 ・事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するためのツールとして「環境報告書ガイドライン(2003 年度版)」、「環境報告書作成基準案」等を取りまとめた。 ・環境報告書の自己審査及び第三者審査に関するモニター事業及び環境活動評価プログラム(エコアクション 21)の認証制度の実施に向けたパイロット事業を実施。 ・パイロット事業の結果を踏まえたエコアクション 21 のガイドライン改訂を検討。 ・環境報告書等による環境情報の開示を進めるとともに情報が社会全体として積極的に活用されるよう促すため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を国会に提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底。 ・温暖化対策税が必要とされた場合に備え、その導入に向けた国民的論議の進展を図ることができた。 ・事業者の自主的な環境への取組は着実に進展し、本施策は経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組に寄与。 ・以上、目標達成に向けて進展があったところであるが、さらなる取組の推進が課題。 		
		(下位目標 1)	税制優遇措置又は税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。 また、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資するように努める。				-			-	
		(下位目標 2)	環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。		環境報告書公表企業 (%)		上場企業			38.7 (H15 年度)	約 50 (H22 年度)
					環境会計実施企業 (%)		上場企業			31.8 (H15 年度)	約 50 (H22 年度)
						非上場企業	17.0 (H15 年度)	約 30 (H22 年度)			
						非上場企業	17.2 (H15 年度)	約 30 (H22 年度)			

施策名		達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要
4 環境と経済の統合に向けた取組	(2)	環境保全型産業活動の促進	環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。		-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度においては、グリーン購入法の対象となる公的機関全てが調達方針を作成し、これに基づいた調達を実施。 ・特定調達品目の追加・見直しを行い、グリーン購入法の基本方針を一部変更。 ・グリーン購入推進のための地域ネットワーク設立支援。 ・消費者による環境配慮型製品の選択を促すため、グリーン購入フォーラムを開催。 ・「環境ラベル等データベース」における情報量の拡充。 ・ライフサイクルアセスメント(LCA)の実践マニュアルを策定。 ・産業界トップと環境と経済の統合に向けた基本的考え方、具体的施策について意見交換。 ・環境面から投融資を行う際に対象事業者を選定するためのスクリーニング手法に関する調査を実施。
			(下位目標1)	環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍にする。	環境ビジネスの市場規模(兆円)	約 30 (H12 年度)	約 50 (H22 年度)	
					環境ビジネスの雇用規模(万人)	約 77 (H12 年度)	約 140 (H22 年度)	
	(下位目標2)	より幅広い分野・品目でグリーン購入を推進するため、特定調達品目を適宜追加していくとともに、すべての地方公共団体においてグリーン購入が制度的に実施されることを目指す。また、民間におけるグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。	地方公共団体、企業におけるグリーン購入実施率(%)	38.4 (H15 年度)	100 (H22 年度)			
			上場企業	29.4 (H15 年度)	約 50 (H22 年度)			
			非上場企業	21.7 (H15 年度)	約 30 (H22 年度)			
(3)	環境事業団の効果的な運営	環境事業団の効果的な運営を進める。		助成額交付金のうち管理諸費等の執行額(百万円)	1,204 (H14 年度)	当該年度執行額の対前年度実績額以下 1,204 以下 (H15 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度における執行額は概ね前年度の実績額以下になる見込み(平成 15 事業年度決算作業中)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標をほぼ達成できる見込み。 ・事業における必要性、有効性の観点からも効率的な運営を実施。